

## 和歌山県エコファーマー生産情報公表事務手続き

平成20年10月15日施行

平成21年12月 2日改正

平成23年 4月 1日改正

平成28年 4月 1日改正

平成30年10月15日改正

(趣旨)

第1条 この規定は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号、以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を知事に申請し、認定を受けた農業者（以下「エコファーマー」という。）の情報を公表するため、和歌山県ホームページへの情報掲載に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

用語	定義
エコファーマー	法第4条第3項の規定に基づき、導入計画を知事に申請し、認定を受けた農業者
エコファーマー認定見込み者	法第4条第3項の規定に基づき、導入計画を知事に申請し、認定を受けることが見込まれる農業者
農産物	エコファーマーが導入計画に従って生産する農産物

(ホームページ掲載対象となる生産情報等)

第3条 和歌山県ホームページに掲載するエコファーマーの生産情報等は、次に掲げる情報とする。

(1) 認定番号

(2) 氏名または団体名及び代表者名

ただし、団体名及び代表者名を掲載することができるのは、当該団体の構成員全員がエコファーマーである場合に限るものとする。この場合、前号の認定番号は、代表者のものを掲載することとする。

(3) 導入計画対象農産物（品目名）

(4) 農産物の生産地（市町村名）

(5) その他、エコファーマーが掲載を希望する、農産物の販売方法、電話番号、ファックス番号、ホームページアドレス、Eメールアドレス。

(生産情報掲載の申出)

第4条 和歌山県ホームページに生産情報等の掲載を希望するエコファーマー認定者または認定見込み者は、申出書（別記様式第1号）を作成し、所轄の振興局農林水産振興部

長を經由して農業環境・鳥獣害対策室長に提出するものとする。なお、団体名及び代表者名の掲載を希望する団体の代表者は、認定番号を記した団体の構成員名簿（任意様式）を添付するものとする。

- 2 振興局農林水産振興部長は、申出書（別記様式1号）に記載された前条第1項第1号から第4号の生産情報公表内容が、導入計画の内容と相違ないと認めた場合は、別記様式第2号により農業環境・鳥獣害対策室長あてに進達するものとする。

（申出書の受理）

第5条 農業環境・鳥獣害対策室長は、次の要件に適合する場合、申出書を受理するものとする。

- (1) エコファーマー本人（エコファーマー認定見込み者本人を含む。）または団体（構成員全員がエコファーマー認定見込み者である団体を含む。）に関する情報であること。
- (2) エコファーマー本人（エコファーマー認定見込み者本人を含む。）または団体の代表者（構成員全員がエコファーマー認定見込み者である団体の代表者を含む。）からの申出であること。

- 2 農業環境・鳥獣害対策室長は、申出書の生産情報等に関して、必要に応じて調査を行うことができる。

（生産情報の公表）

第6条 農業環境・鳥獣害対策室長は、申出書を受理した場合は、その情報等を和歌山県ホームページに掲載するものとする。ただし、受理した申出書がエコファーマー認定見込み者または構成員全員がエコファーマー認定見込み者である団体の代表者からのものである場合は、当該認定見込み者がエコファーマーの認定を受けた後、その情報等を和歌山県ホームページに掲載するものとする。

（生産情報の変更）

第7条 申出者は、生産情報等に変更が生じた場合は、速やかに変更申出書（別記様式第1号）を作成し、所轄の振興局農林水産振興部長を經由して農業環境・鳥獣害対策室長に提出するものとする。

- 2 農業環境・鳥獣害対策室長は、前項の変更申出書を受理した場合、和歌山県ホームページの掲載事項を変更するものとする。

（生産情報の掲載辞退）

第8条 申出者は、生産情報等の和歌山県ホームページへの掲載を辞退したい場合、所轄の振興局農林水産振興部長を經由して農業環境・鳥獣害対策室長に辞退届（別記様式第3号）を提出するものとする。

（申出者の責務）

第9条 申出者は、公表した生産情報等に関する問い合わせがあった場合は、善良なる対応に努めるものとする。

- 2 申出者は、公表した生産情報等に関する苦情や問題等が生じた場合、農業環境・鳥獣

害対策室長に速やかに報告するとともに、申出者自らが改善措置を講ずるものとする。

(収集情報の安全確保)

第10条 農業環境・鳥獣害対策室長は、第4条の規定に基づき申出者から提供のあった情報のうち、非公表に相当する個人情報の漏えいの防止その他個人情報の適切な管理に努めるものとする。

(情報公表の取り消し)

第11条 農業環境・鳥獣害対策室長は、次に掲げる場合、公表を取り消すことができる。

- (1) 申出者が生産情報等の掲載辞退を申し出た場合
- (2) 申出者が第4条に基づき申し出た内容に虚偽があった場合
- (3) 申出者がエコファーマー認定を取り消された場合
- (4) 申出者のエコファーマー認定期間が終了した場合
- (5) 申出者が第7条に基づく申し出をしなかった場合
- (6) 申出者が第9条に規定する責務を果たしていない場合

(その他)

第12条 この規定に定めるもののほか、本事業に必要な事項については別に定めることができる。